

## 静岡県告示第282号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道 136号	伊豆市土肥字高根436番の2地先から 伊豆市下船原字芹田446番の8地先まで
一般国道 136号	伊豆市下船原字焼山373番の2から 伊豆市下船原字出口6番の10地先まで
県道 三島富士線	沼津市東椎路字芝原下929番の1から 沼津市西椎路字目黒身1118番まで
県道 原木沼津線	沼津市大平字正戸2900番の9から 駿東郡清水町下徳倉字坪ノ内1647番の7まで
県道 下土狩徳倉沼津港線	駿東郡清水町下徳倉字坪ノ内1647番の7から 沼津市下香貫字前原1477番の5まで
一般国道 469号	富士宮市山宮字宮内396番の7から 富士宮市北山字東下組5275番の3まで
県道 富士宮富士公園線	富士宮市山宮字宮内396番の9から 富士宮市山宮字夜屋畑3480番の1まで
県道 富士富士宮線	富士宮市弓沢町77番から 富士宮市中央町144番の17まで
県道 掛川大東大須賀線	掛川市子隣字六ツ枝175番の14から 掛川市入山瀬字小笠山842番の11まで

### 2 指定する期日 令和2年4月1日